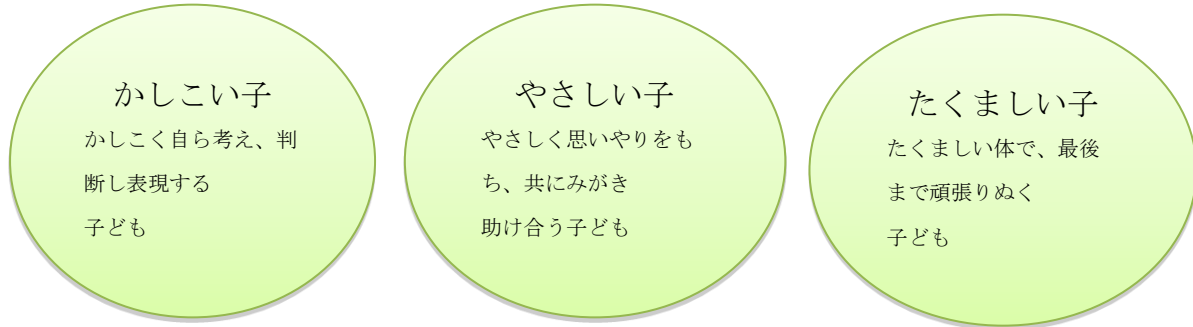


教育目標「夢の実現に向けて意欲的に学ぶ子どもの育成」

めざす児童像



1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

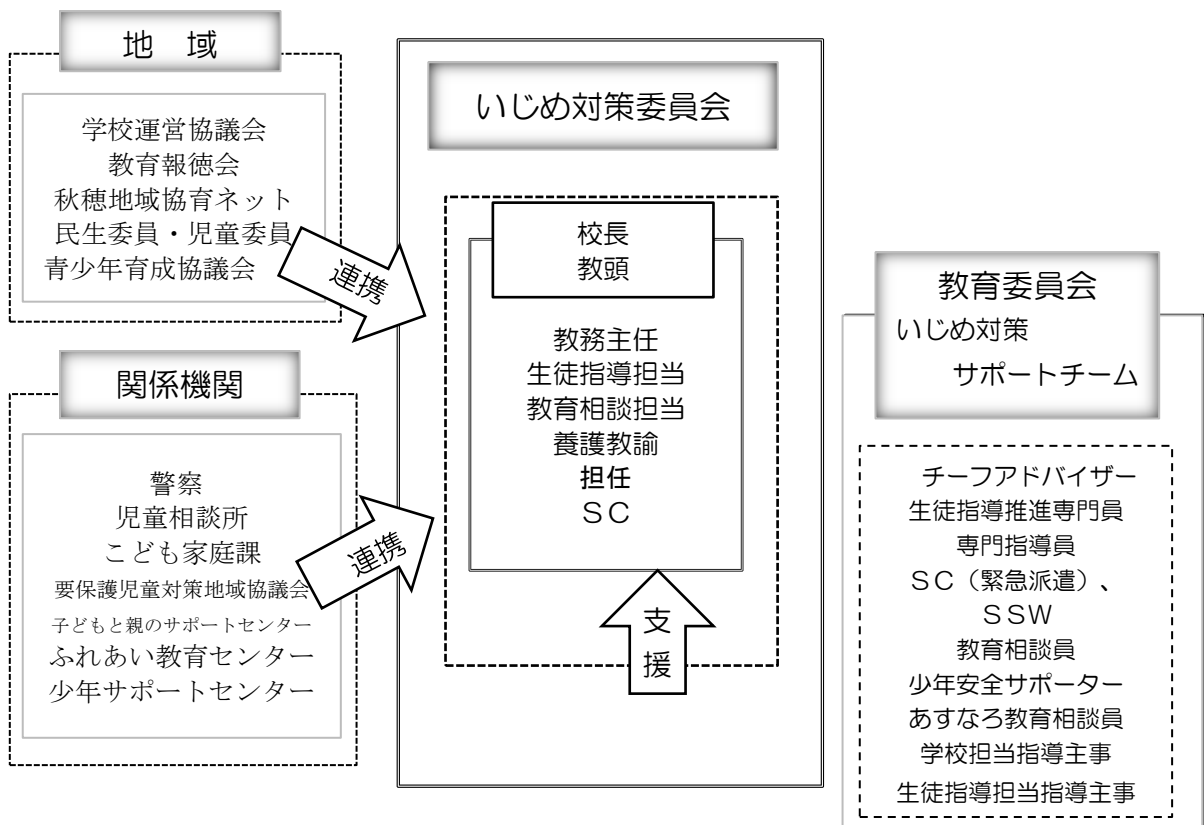
(1) いじめの定義

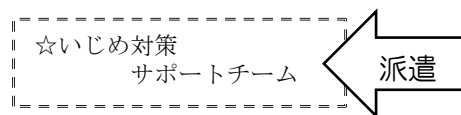
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないために未然防止・早期発見に取り組む。必要に応じて、関係機関や専門家等と連携しながら解決に向けた粘り強い対応を図る。

2 いじめに対する体制づくり





3 いじめ防止のための取組

学校はいじめ防止に向けて、児童が心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。

- (1) 学級経営の充実
 - ・「いじめは絶対に許されない」ことを徹底して指導する。
 - ・週1回の「生活アンケート」による実態把握や、AFPYの活用による授業改善や人間関係づくりを基盤にした学級経営に努める。
 - ・**日記やノートの記事などから、日常の細かい変化も見逃さないよう努める。**
 - ・わかる、できる授業実践にむけ、きめ細やかな指導を心がける。
 - ・自己肯定感、自己有用感を育み、学校の居場所を確保する。
- (2) 道徳教育の充実
 - ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - ・互いに認め合い、支え合い、学び合う関係の構築を図る。
 - ・すべての教育活動において道徳教育を実践し、人間尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- (3) 生徒指導体制、教育相談体制の整備・充実
 - ・「生活アンケート」後、担任による教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努めるとともに、児童の日常の言動に注意をはらい、児童を見る目を鍛える。
 - ・スクールカウンセラーとの連携を図りながら教育相談の充実に努める。
- (4) **教職員集団の協同体制**
 - ・**教職員集団の観察による実態把握に努める。休み時間や専科授業などでのふれあいにより、気になった児童がいれば、必ず担任に知らせる。**
- (5) 特別支援教育の充実
 - ・全校体制で、特別支援教育の充実に努める。
 - ・通常学級に在籍する学習障害のある児童、発達障害のある児童への指導の充実に努める。
- (6) 縦割り活動の充実
 - ・縦割り活動を通して、協力したり、協調したりすることを学習し、人間関係づくりに努める。
- (7) 児童主体の活動の充実
 - ・いじめ防止ということを児童会で取り上げたり、クラス目標を設定したりする。また、教室や廊下に行動宣言を掲示するなど、児童の意識の継続を図る。
- (8) 情報モラルの醸成
 - ・いじめのきっかけ、手段となるネット、ケータイ問題について正しい理解を進め、情報モラルの醸成を図る。
- (9) コミュニケーション能力の育成
 - ・いやなことは「いや」と言える強い心を育てる。
- (10) 家庭、地域社会との連携（学校運営協議会、教育報徳会、秋穂地域協育ネットとの連携）
- (11) 校種間連携の充実（幼保小中との連携）

4 いじめ早期発見のための取組

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。
- (2) 生活アンケート（週1回）等のアンケートや授業評価等で児童理解を図る。
- (3) 日記・生活ノート等での人間関係づくりに努める。
- (4) 児童とのふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察する。
- (5) 不登校早期対応カードを利用し、児童理解研修会などを通じて情報の共有を図る。
- (6) 校内の情報共有体制（ハウ・レン・ソウ）の徹底を図る。小さな情報もできるだけ早く、共有できるようにする。

5 いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず組織的に速やかに対応する。児童の状況を把握し、迅速かつ的確に組織的に早期の解決を目指し取組を実効的に行う。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認し、校長・教頭に報告する。
- (2) 教育委員会に報告する。（いじめ速報カード）
- (3) いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- (4) 被害児童、加害児童、及び周囲の児童から詳細な事実を聴取する。
- (5) いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、そのことを傍観していた児童への指導を行う。
- (6) 職員会議を開き、全教職員への周知と共通理解を図る。また今後と対応策の検討と役割分担を決定する。
- (7) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定の期間、個別の指導を行うように措置を講じる。
- (8) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講じる。

6 重大事態への対処

暴力行為や不登校等の事案が法28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、いじめ対策委員会において判断する。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する
- (3) いじめ問題調査委員会を中核に、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携をし、解決に向けた取組を行う。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(別表) いじめ対策年間計画

指導等の内容			
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 ○いじめ対策に関わる研修 ○児童理解研修会	○学級活動(学級の目標づくり) 週1回のアンケートを継続して行う ○行事を通した人間関係作り ・一年生を迎える会	○いじめ対策について説明 (教育報徳会総会、学級懇談会)
5月	○児童理解研修会	○ふれあいタイム(縦割り班) ○行事を通した人間関係作り ・運動会	
6月	○児童理解研修会	○ふれあいタイム(縦割り班)	○学年PTA活動
7月	○児童理解研修会 ○いじめ防止のための研修会(校内研修)	○ふれあいタイム(縦割り班) ○行事を通した人間関係作り ・宿泊訓練	○情報交換(保護者会)
8月	○校内研修	○親子環境整備作業	○親子環境整備作業
9月	○児童理解研修会	○行事を通した人間関係作り ・全校児童集会 ・社会見学 ・ふれあいタイム(縦割り班) ・修学旅行	○学級懇談会
10月	○児童理解研修会 ○いじめ防止・根絶強調月間 ○教育相談月間	○人権参観日、講演会 ・ふれあいタイム(縦割り班)	○人権参観日、講演会
11月	○児童理解研修会	○行事を通した人間関係作り ・音楽会 ・ふれあいタイム(縦割り班)	
12月	○児童理解研修会 ○人権週間	○行事を通した人間関係作り ・持久走大会	○情報交換(保護者会)
1月	○児童理解研修会	○行事を通した人間関係作り ・ふれあいタイム(縦割り班)	
2月	○児童理解研修会	○昔の遊び交流会 ・ふれあいタイム(縦割り班)	○学級懇談会 ○学校評価の実施
3月	○児童理解研修会	○6年生を送る会 ○感謝の集い	